

海外
論文 &
レポート

排除を許さないために： 企業のジンテーゼ 〈5〉(最終回)

グレッグ・マクラウド 著 / 中川雄一郎 訳 (協同総研 / 明治大学)

さてこの辺で、これまでの議論に基づいた新しい概念が提示されるべきだろう。協同組合運動、企業目的についての哲学的な差異それと企業の法制史に関わって本論の早めの段階で展開された議論に基づいて、私は、資本主義企業の技巧の多くを受け入れ、かつ利用するけれども、その活動が社会目的や目標に動機づけられる「企業モデル」を提案する。

読者は、今では、私の企業批判に同意して、これこそ協同組合が形成された理由である、と再度指摘するであろう。しかしながら、読者は、協同組合もまた企業であることや大規模な資本主義企業と同じ失敗をいくつも経験していることを忘れていない。資本主義企業に対する協同組合の主要な相異は出資者の組織構造にある。すなわち、各人は、その出資額がどんなに大きかろうとも、1人1票の議決権しかもたない、これである。しかし反対に、今まで概説された企業批判のすべてもまた協同組合企業に当て嵌まるのである。すなわち、協同組合は一般のコミュニティの利益を損ねてもある特定の利益集団の利益を重視することがある。例えば、酪農協同組合は、今では大いに繁栄するようになったのにもかかわらず、生産者たる農民の利益にのみ努力を集中して、消費者や一般民衆のニーズに無頓着になっている。対照的に、消費者協同組合

は、店舗で働く従業員の公正な賃金についてはまったく配慮しないのに、専ら消費者により安価な品物を供給することに努力を集中している。協同組合運動の先達は社会改革者であったのに、彼らの協同組合は、それが制度化されるにつれて、株主の利益が支配し、他の市民的責任を蔑ろにするような営利企業と同じ問題をしばしば発現させるのである (Melnyk, 1985)。協同組合の理想は素晴らしい、と1902年に指摘したクロポトキンは、だが、協同組合は集团的エゴイズムに悩まされるようになりつつある、と嘆いてもいる (Buber, 1949:42)。正当に法人組織となった事業体の基本的な義務と目的は、社会に対しての義務と目的なのであって、単に個々の所有者 出資者 (株主) に対する義務と目的ではないのである。このことは社会全体が事業体を管理しなければならない、と言っているのではない。何故なら、もしすべての人が事業体を管理するのだと言うのであれば、それは誰も事業体を管理しないのと同じことだからである。事業経営体を管理し、統治運営するのは特定個人のメンバーであり、個人のグループとしてのメンバーなのである。しかし、そのことはまた、彼らメンバーが絶対的な所有権を持っていることを意味しない。何故な

ら、すべての権利と同じように、財産権もまた階層制的、序列的であるからである。より高い権利はより低い権利に取って代わるのであって、企業の財産は個人の財産とまったく異なった仕方では扱われなければならないのである。それ故、もっとも主要な目的と第二義的な目的との相違点を明確にすることが重要になる。もっとも主要な目的は社会に奉仕することであり、第二義的な目的は「目的」に対する「手段」という意味での第二義的な目的としては富を創出することであり、あるいは利潤を生産することである。

だが現在はどうであろうか。協同組合は、労働組合と同じように、過去150年にわたって社会正義の主要な勢力となってきたのに、その社会的貢献が忘れ去られてしまっていることは疑いない。同じ理由から、われわれは資本主義企業の貢献を忘れてはならないのである。われわれは、この資本主義企業形態なしに、莫大な額の資本を蓄積して社会にとって有益であると一般的考えられている製品である 鉄道を敷設し、自動車や航空機を生産することはできなかったのである。そこで私は、法人企業の基本概念を支える一種のジンテーゼ（高次の概念による矛盾の解決）を提案する。それは、資本主義の伝統からしても適切であって、協同組合の伝統からしてもまた適切であるものを選び取っている。もちろん、その双方の出自からして不適切なものは除去されている。

協同組合の伝統からすると、われわれは、物よりも人間を優先すること、その心的態度を私的な目的よりも公的目的に置くこと、それにコミュニティを基礎とすることを主張すべきである。資本主義の伝統からすると、われわれは、生産技術、市場の影響力の

重視、起業家的価値、それに専門的な科学技術知識の重視を主張すべきである。資本主義企業の立場から、われわれは、(協同組合と)関連する他の事業体の吸収、合併それに事業連合を含めて、企業の目的を遂行することがより可能となるように、さまざまな形態で資本を蓄積することを学ばなければならない。

ハーバーマスの言葉を借りて言えば、われわれは、協同組合運動の倫理的合理性を資本主義の伝統がもつ手段的合理性と組み合わせるべきである。もちろん、前者の倫理的合理性が後者の手段的合理性を常に支配していなければならない。これは、官僚的な制度と企業的手段的理由がすべての教説を支配している現状と対照的である。

先に議論された理念や思想の多くを組み入れた魅力的な定義が1982年に「コミュニティ・ビジネス・スコットランド」(CBS)によって起草されている。すなわち、

コミュニティ・ビジネスは地方のコミュニティによって所有・管理される取引組織であり、その目的は、失業している地方の人たちのために最終的に自立的で実行可能な雇用を創出することであり、その事業から生みだされた利潤を、より多くの雇用を創出するためか、あるいは地方のサービスを提供するためか、あるいはまた地方の慈善事業を支援するためか、いずれかのために利用することである。コミュニティ・ビジネスは多目的企業であって、地理的コミュニティあるいは利益のコミュニティに基礎を置いている。(Caluste, 1982:4)

この定義からヒントを得て、私は、いくつかの原則に基づいた「企業モデル」を提示す

る。そのモデルのなかでわれわれは、コンテキストが絶えず変化することから、経済活動の原則を再定式化することの重要性を思い起こすであろう。19世紀においては民主主義の進展を求めることは革命的なことであった。何故なら、その当時の社会は比較的広い範囲にわたって「貴族的管理モデル」を受け入れていたので、民主主義の行動の要求は変革を求めることを意味したからである。しかしながら、今日の世界にあっては、ほとんどあらゆる制度は民主主義を擁護するよう求めている。(だが、2003年にアメリカ合衆国は民主主義の名の下でイラクを侵略した。)アメリカ合衆国は過去に民主主義を擁護しなかった、との同時代の組織の主張を耳にすることはまったく稀なことであろう。しかし、それは今や、「母親」としての言葉であって、ジョージ・オーウェルが示唆したように、ほとんど無意味である(Orwell, 1935)。それはともかく、協同組合企業を特徴づけるいくつかの指針的原則は以下のものである。すなわち、

[コミュニティの受託者]: これは、協同組合はある特定の利益グループの受託者であるよりはむしろ「コミュニティの利益」の受託者として自らを想定する、アカウンタビリティということである。すなわち、協同組合は、「説明責任」という意味で、通常は評議員会や理事会によって管理運営されている大学や病院と同じである。メンバー(組合員)はいるが、株主はいないのである。協同組合は、地方にある「地理的コミュニティ」に奉仕し、「地理的コミュニティ」をミッションを発展させる使命を明らかに持っている。

[地方優先]: 協同組合は、労働者・従業員を協同組合企業・事業のある地域に移転さ

せるよりはむしろ、協同組合企業・事業を労働者・従業員がそこで生活している地理的コミュニティに移す。

[民主主義]: 協同組合企業のメンバー(組合員)は協同組合の目的を遂行することに積極的に参加する人たちである。メンバー(組合員)は労働者・従業員であり、またさまざまな委員会でその一員として活動する、そのコミュニティのボランティアである。メンバーシップ(組合員資格)は参加であるので、協同組合は地方のコミュニティの協同組合のメンバー(組合員)や代表者たちによって民主的に管理運営される。

[普遍性]: 協同組合は、第1に地方的統合システムを、第2に広域的統合システムを、そして第3に世界的統合システムを形成するために、ある意志をもった協同組合企業と協同・協力し、またそのような協同組合企業と同じような他の企業との事業連合組織を形成する。協同組合のサブシディアリティ*の原則が採用されるので、最高の権限と機能は下位のレベルで展開され、下位のレベルの能力を明らかに超えている場合にのみ権限を上位の連合組織に移すことになる。

[成長指向]: 地域に失業が存在する限り、協同組合は成長指向となる。

[報酬の連帯]: 協同組合は「報酬の連帯」の政策を採用する。すなわち、純所得のある部分は均衡の取れた方法で労働者 組合員に分配され、またある部分は協同組合から不分割の自己資本(企業資産)として保持され、そしてある部分は地方の(コミュニティ)開発のために充当される。

[非営利]: 協同組合が生みだした利潤はその長期的な目的を達成する手段である、という意味で協同組合は非営利(not-for-

profit) である。

[多機能性]: 地方のニーズは多様であり、また時期が経つと変化するので、協同組合は多機能的、革新的であり、かつまた弾力的である。

ここで、これらのCBS原則のもつ意味をより明瞭にしていくことで「むすび」としよう。ところで、これらのCBS原則と比較するために、「ICA原則」・「日本労働者協同組合連合会(JWCU)7原則」・「モンドラゴン10原則」の3つの「原則」を付録に掲げておいた。それらはともに各協同組合の発展のためのガイドラインとして示されているものである。

世界で承認されている基本的な原則は国際協同組合同盟(ICA)原則であるので、われわれはモンドラゴン10原則とJWCU7原則の他に、「プランケット財団」のコミュニティ企業に関する「8原則」を付録として付け加えておくことにする。それによって、私が「協同組合企業」と呼んでいる「ジンテーゼ・モデル」がより十分に説明されるであろう。もちろん、それらの原則は、お互いにかなり重なり合っており、したがって、相互に矛盾することもない。

最初の2つの原則(ICA原則とJWCU7原則)は、いくつかの点で、大学が組織される方法を教えてくれる。世界の多くの国々の大学は、そこで研究・教育に従事している人たちによって管理運営される法人組織である。とはいえ、大学を所有するのは教員である、と言っているのではない。そうではなく、大学を管理運営する人たちやグループは大学に対する国民(市民)の負託に応えなければならない、という考えが一般に受け入れられているということである。病院も

通常は大学と同じように国民の負託に応えなければならないとみなされている。もちろん、大学や病院といったような一種の「サービス組織(法人)」は、その経営システムが自由な市場競争に基礎を置いている事業経営体とは根本的に異なっている。自由な市場競争に基礎を置く「教育」は普遍的な人権を信じるわれわれにとっては破滅的なものである。しかし、それに対して、小売協同組合が自由市場に適應することは合理的であり、道理に適ってもいる。

伝統的な協同組合は、単に「出資者による所有権」というよりはむしろ「市民(民衆)の負託に応える」(公的信託の)観念を守り通す企業である、との独自の意識をもっとも良く身に付けているように思える。中川雄一郎は、ガウアーの観点に非常に近接した観点から、協同組合形態のもつ独自の意義を説明している。中川は次のように述べている。すなわち、協同組合運動の目標は、

協同組合の組合員だけでなく、協同組合が拠って立っているコミュニティとその住民の福祉(well-being or welfare)の質的および量的な改善を実現することである。...コミュニティに根ざした福祉というこの理念は、1995年にマンチェスター大会で採択された「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」のなかのICA原則、とりわけ第7原則によって確認されている(Nakagawa, 2000:1)。

われわれは、「所有権」というよりもむしろ「経営・管理権」(stewardship)を示唆する「受託者」(trustee)という言葉を用いる。先に説明したように、協同組合は、法的権利のみならず、科学技術のような共同の財や

サービスをも享受しているが、しかし、その事業経営体それ自体が自らの機能を動かす諸資源をつくりだすわけではない。一般に、現代社会のインフラストラクチャー全体が現に機能しているあらゆる事業経営体のために一種の補助機能を果たしているのである。パーリィとミーンズは次のように指摘している。

アメリカの企業のほとんどは、とりわけ大企業は、その工場設備、道具および組織は自らのものであるという考え、またその工場設備、道具および組織をもって自らが気に入ったことを独自に行なうことができるという考えを持つことができない。主に大企業によって行なわれている共同事業経営が国家自身によって営まれている事業経営と類似している、との事実はますます認識されるようになっていく。企業は本質的に政治的な組織構造なのである (Berle & Means, 1932:xxvi)。

したがって、「公共善」(common good) すなわち、社会一般は、企業が組織される方法や仕方に関心を持ち、したがって、その方法や仕方について発言権なり決定権を持たなければならない。非常に現実的な見方をすれば、事業経営体は多様な利害関係者あるいは株主(出資者) すなわち、資本の提供者、マネジャー、貸付者、労働者、コミュニティそれに政府を代表する責任体なのである。要するに、事業経営体はすべての人々を代表してそのガバナンスを行なっているのである。

このように地方を優先することは、労働者が自分のコミュニティを去って工場のある場所に移動するようになった産業革命期

から繰り返しなされている資本制的移動性とは対照的である。だが、雇用の80%がサービス部門にある西側世界においては、定住場所の選択肢がいくつもなければならない (Williamson, Imbrosscio & Alperovits, 2002)。西側諸国には強制された移動のためにまったくのゴーストタウンと化してしまったコミュニティがいくつもある。この強制された移動は実際には必要ではない「経済的必要性」によって作りだされているのである。それ故、われわれは、人びとを経済に合わせるのではなく、経済を人びとのために創り変えていかなければならない、という一般原則に従うべきである。

上記の第4の指針的原則である「普遍性」は、グローバルな市場システムについての楽観的な考えに基礎を置いている。われわれは、「グローバルな搾取」という周知の問題にもかかわらず、世界貿易は定着していること、また世界貿易は人間的な前進や改善の明確な力となり得るということを先ずは想定しなければならない。しかし、われわれは、強い国が弱い国を搾取するのではなく、それに代わる相互協力・協同の経済システムの確立を目指すのであって、そのために現在の協同組合事業セクターが新しい種類の事業上の国際関係を構築していく方途を切り拓いていくのである。

このことについては既に1988年にマンチェスターで開催されたICA集会で「協同組合間協同の促進」として強調されていた。一つの協同組合事業体だけでは確かに弱いかもかもしれないが、他の多くの協同組合事業体と手を結び、提携すれば、すべての協同組合事業体はより強力になるのである。資本主義企業は合併によって商業的利益が得られることをずっと以前に学んでいたし、ま

たイタリアのエミール・ロマーニャ州における協同組合複合体は、地方の協同組合同士の間でさまざまな事業連合組織を形成することによって商業的利益や利点を得るのに非常に効果的な組織構造を展開してきている。そのエミール・ロマーニャ州の失業率は4%であり、イタリアでは最も低い失業率である。われわれの見解では、協同組合企業は、それらの企業が存在している地方のコミュニティでの協力・協同から始めて、次に全国的レベル、さらに国際的レベルへと協力・協同のレベルを高めていっているのである。

第5の指針の原則に従えば、「成長指向」は倫理的責務だとみなしてよいだろう。世界における失業、貧困それに一般的な不正といった重大な問題を考えると、社会変革の作用因たる協同組合の能力は少なくともそれらの問題の大きさと同等でなければならないだろう。協同組合企業は市場経済の下で活動するのであるから、市場の機能や働きに影響を及ぼし得るその能力はその企業規模に左右される。例えば、多くの初期の小売協同組合（消費者協同組合）は、市場システムを利用することによってはじめて地方市場における食料雑貨品の販売コストを全般的に引き下げることができたのである。地方の小売協同組合が地方の食料雑貨販売業者による搾取を防ぐことができたのは、小売協同組合がそれらの販売業者と競争するのに十分大きな力を擁していたからである。モンドラゴン協同組合企業体が毎年3～4,000の雇用創出の目標を設定することができるのも、その大きな規模の故である。小規模の事業体は個人的な成長や人間的な関係にはそれはそれで良いかもしれないが、世界市場に影響を及ぼそうと願っているの

あれば、事業システムは大規模にならなければならないだろう。

「報酬の連帯」原則は事業収益の留保分あるいは利潤と関係してくる。事業収益や利潤のあり方は、社会的志向の事業においては、常に議論・検討を要する主題となってきた。剰余価値を受け取るのは労働者かそれとも資本か、という旧来の論争は、これまでの議論の観点からすれば、今日ではあまり意味がない。留保されるべき事業収益、付加価値あるいは利潤というものは、労働者、経営陣あるいは資本の所有者に単純に帰せられるものではないのである。それは、生産性がその社会の多くのさまざまな要素の複合的な関係の結果であるのと同じである。したがって、事業収益が分割されるとすれば、その割合は地方の経済的、社会的状況と文化とによって決まるであろう、とわれわれは示唆しておく。明らかなことは、事業収益の留保分の一部は実践された「よい仕事」(good work)の報奨に用いられるべきであるが、しかし、事業収益の留保分の主要な目的は事業体それ自体を成長させる再投資でなければならない。これらの事業収益の留保分、すなわち、不分割の事業収益(利潤)が「民衆の資本」あるいは「コミュニティ資本」と称されるのはもっともなことである。「利潤」は、一方では、「労働者の搾取」という長い歴史の故に、ある種の軽蔑をもって見られる言葉であるが、しかし、「利潤」を「効率化の手段」だと捉えることは企業など実業の世界ではきわめて有用なことなのである。コミュニティ・グループが利潤を生みだすことなく、そして損失も被ることなく事業を営もうとするならば、その事業体は早晚破産するであろう。仮に「非営利」の概念がそのようなものであったとしても、

非営利事業とはいえ利潤を生み出すのであるから、利潤は「成功の手段」、すなわち、長期的な目的を達成する事業のより一層の発展のための手段、ということになる。営利企業との相異を言えば、営利企業はその目的が利潤追求そのものである、ということである。

最後の「多機能性」原則は「知識経済」と関係する。その「知識経済」において事業を成功させる主要な要因は技術革新である (Marceau:94)。技術革新は組織の弾力性や生産物の融通性を意味するので、その意味でわれわれは、時として、「多機能性」という用語を使うのである。社会目的の達成を目指して事業を始める大多数のコミュニティ・グループはたった1つの機能(例えば、住宅事業あるいは食料雑貨品販売事業)しか選ばない傾向があるものの、事業体が多機能であれば、その事業体は変化する状況に適応することができるのである。また時間を経れば、ある機能は必要なくなるであろうが、その代わりに新しい機能が付け加わってその事業を長期にわたって継続させていくことができるのである。あるタバコ会社が練り歯磨会社を買収して多角経営を行なうのも、そういう理由からである。事業経営の多角化は生き残りや持続可能性を確かなものにするのに与って力がある。社会的観点からすれば、その事業体は事業経営の多角化によってより適切に社会に奉仕するだろう。

協同組合企業についてのこのような意見は、現在の協同組合の実践を再概念化するプロセスにおいて大いに刺激を与え、議論・検討を活発にするだろう。このような意見はまた、協同組合の実践をじっくり考察した結果によるものである。われわれの理想

を完全に実現している実例はこの世の中には1つもないかもしれないが、それでも、いくつかの試みは多かれ少なかれその理想に少しでも近づいているのである。モンドラゴン協同組合は、「組合員は連帯して共通の仕事や任務を遂行する」という意識をもっとも良く例証しているし、エミーリア・ロマーニャ州の協同組合は「協同組合間協同」の素晴らしい実例を見せてくれている。ケープ・プレトンの「ニュー・ドーン企業体」(地域経済開発企業)や「BCA 持株会社」(Banking Community Assets Holdings)は出資のない協同組合である。ケベック州では、労働者協同組合とは異なる労働者-株主協同組合やその地域開発協同組合といった多種多様で革新的な協同組合の実験が行なわれている(Cote, 1994)。このように、現今の世界にあって経済的正義のための主要な勢力として行動する強力な協同組合セクターの展開を可能にするであろう形態と組織を見いだすためには、ますます多くの実験が必要とされるのである。

(注)

* サブシディアリティ (subsidiarity) とは、連合組織や大規模組織の下位 (サブ) 組織または地方組織が個別または独自にその機能を遂行することを認めること。

(付 録)

国際協同組合同盟 (ICA) の 7 原則

1. 自発的で開かれた組合員制
2. 組合員による民主的管理
3. 組合員の経済的参加
4. 自治と自立
5. 教育、研修および広報
6. 協同組合間の協同
7. コミュニティへの関与

日本労働者協同組合連合会 (JWCU) の 7 原則

- 1 働く人びと・市民が、仕事をおこし、よい仕事を発展させます。
- 2 すべての組合員の参加で経営を進め、発展させます。
- 3 「まちづくり」の事業と活動を発展させます。
- 4 「自立と協同と愛」の人間に成長し、協同の文化を広げます。
- 5 地域・全国で連帯し、協同労働の協同組合を強めます。
- 6 「非営利・協同」のネットワークを広げます。
- 7 世界の人びとと連帯して「共生と協同」の社会をめざします。

モンドラゴン協同組合企業体 (MCC) の 10 原則

- 1 開かれた加入制
- 2 民主的組織
- 3 労働の主権
- 4 手段としての資本の性格

- 5 自主管理
- 6 報酬での連帯
- 7 グループの協同
- 8 社会変革
- 9 普遍的性質
- 10 教育

プランケット財団による「コミュニティ企業」の意義づけ

- 1・コミュニティ企業は、地方の人びとのために持続可能な雇用を創出し、その雇用と関連する職業訓練の機会を生みだそうとする事業体であり、また商業的なサービスを提供しようとする事業体でもある。
- 2 コミュニティ企業は、利潤を生みだして財務的に自立することをめざす:その利潤は、コミュニティ企業への投資、労働者への限定された特別配当 (割戻し) およびコミュニティの利益のために使われる。
- 3 コミュニティ企業の組合員あるいは出資者は1人1票の民主的原則に基づいて組織される。
- 4 コミュニティ企業は、適法なモデルあるいはその他の合法的な組織を用いて、会社あるいは協同組合として登録されなければならない。
- 5 コミュニティ企業の資産は、コミュニティのために所有されるので、それが個々の組合員あるいは理事に財務上個人的な利益をもたらすことのないよう、複数の理事に委託される。
- 6 コミュニティ企業の組合員資格は、その同意された利益の範囲内においてすべての人に開かれていなければならない。

一定の条件の下では、「利益のコミュニティ」あるいは「ニーズのコミュニティ」が認められ得る。

- 7 コミュニティ企業は、報酬（賃金）の水準、労働の約定・条件、機会の平等それに労働者参加に関して「良き雇用者」（good employer）であることに責任を負う。
- 8 コミュニティ企業は、地方のコミュニティに及ぼす影響力の効果について毎年評価し、それを報告することに責任を負う。

References（出典）

Ayer. A.J. *Language, Truth and Logic*, London: Gollance, 1936.

Berle. Adolf, and Means. Gardiner, *The Modern Corporation and Private Property*, Published Macmillan, N.Y. Revised Edition, Harcourt, Brace and World, 1967. This was a project that grew out of the “Social Science Research Council of America” in 1928.

Buber. Martin, *Paths in Utopia*, Beacon Press, 1949.

Castells. M., *The Rise of the Network Society*, Oxford: Blacwell, 1997.

..... Materials for an Exploratory Theory of the Network Society, *British Journal of Sociology*, 51 (1), 5-24, 2000.

Cote. Daniel et Gratton, Andree-Anne, *La Cooperative de Developpement Regional de la Region de Quebec*, Montreal: Centre d'Etudes en Cooperation, Ecole des Hautes Etudes, 1994.

Davis. John, *Corporations: A Study of the Origin and Development of Great Business Corporations and of their Relation to the Authority of the State*, N.Y. Burt Franklin, 1905, title. 2 volumes, reprinted, N.Y. Lennox Hill.

Bradshaw. Thornton and Vogel, David, *Corporations and their Critics*, New York: McGraw Hill.

Calouste Gulbenkian Foundation, *Community Business Works: A Report by the Calouste Gulbenkian Foundation*, UK Branch, London, 1982.

Davis. C. and Hulett, L., *Skills Needs in the Resource-Based Economy*, Moncton: Innovaquest, 1999.

Dees. J.G., *The Meaning of “Social Entrepreneurship”*, Kauffman Center for Entrepreneurial Leadership, Babson, 1998.

Friedman. Milton, *Capitalism and Freedom*, Chicago, 1962.

Giddens. Anthony, *The Third Way*, Cambridge: Policy Press, 2000.

Goodpaster. Kenneth, Can a Corporation Have a Conscience? *Harvard Business Review*, Jan.-Feb., p.133.

Gower. L.C.B., *The Principles of Modern Company Law*, London: Stevens and Sons, 1969.

Guevara. L.R.Q., Learning through Participatory Action Research for Community Ecotourism Planning, *Convergence* xxix (3), 24-38, 1996.

Habermas. J., *Knowledge and Human Interests*, Boston: Beacon Press, 1971.

..... *The Theory of Communicative*

- Action* (2 vols.), Translated by Thomas McCarthy, Boston: Beacon Hill, 1984.
- HORIZONS-Policy Research Initiative*, Vol 4, Number 1, November 2001.
- Henderson. David, *Misguided Virtue: False Notions of Corporate Social Responsibility*, *Hobart Paper 142*, Institute of Economic Affairs, London.
- Jackson. E.T., *Private Initiative and Public Purpose*, *LACRO Discussion Series*, IDRC, Ottawa, 1996.
- Jacobs. Jane, *The Nature of Economies*, Toronto: Vintage Canada, 2001.
- Korten. David C., *When Corporations Rule the World*, San Francisco: Berret-Koehler Publishers, 1995.
- Kropotkin. Peter, *Mutual Aid: A Factor of Evolution*, 1902.
- Labonte. R., *Social Capital and Community Development: Practitioner Emptor*, *Australian and New Zealand Journal of Public Health*, vol. Issue page, 1999.
- Machan. Tibor, *The Main debate*, New York: Random House, 1987.
- Macleod. Greg, *From Mondragon to America: Experiments in Community Economic Development*, Sydney: University College of Cape Breton Press, 1997.
- MacPherson. Ian, *Each for All: A History of the Co-operative Movement in English Canada 1900-1945*, Carleton Library, Toronto: MacMillan, 1979.
- Marceau. jane, "Clusters, Chains and Complexes: Three Approaches to Innovation with a Public Policy Perspective", pp.3-12. in M. Dodgson and R. Rothwell, eds., *The Handbook of Industrial Innovation*, Edward Elgar, uk, 1994.
- Melnyk. George, *The Search for Community: From Utopia to a Co-operative Society*, Montreal: Black Rose Books, 1985.
- Nakagawa. Yuichiro, *Development of French Co-operative Thought in Britain*, *The Bulletin of the Institute of Social Sciences*, vol.22, No.4, Tokyo: Meiji University, 2000.
- Palmer. Sir Francis, *Company Law*, 9th edition, London: Stevens and Sons, 1910.
- Orwell. George, *1984*, Alfred Knopf, New York, 1992.
- Pitcher. P., *Artists Craftsmen and Technocrats*, Toronto: Stoddard, 1995.
- Putnam. Robert, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, New York: Simon and Schuster, 2000.
- Quarter. Jack, *Canada's Social Economy: Co-operatives, Non-profits, and Other Community Enterprises*, Toronto: James Lorimer & Company, 1992.
- *Beyond the Bottom Line: Socially-innovative Business Owners*, Westport, CT: Greenwood/Quorum, 2000.
- Raz. Joseph, *The Morality of Freedom*, Clarendon Press, 1986.
- Reed. D., *Responding to Globalization: The Vision and Practice of New Dawn enterprises*, *Revue Economie et Solidarites*, 2002.
- Reich. Robert B., *The Work of Nations*, Vintage Books, Random House, New York, 1982.

Saul. John Ralston, *The Unconscious Civilization*, Concord, ON: Ananasi Press, 1995.

Schumpeter. Joseph, *Capitalism, Socialism and Democracy*.

Snow. C.P., *The Two Cultures and the Scientific Revolution*, 1959.

Soros. George, The capitalist Threat, *Atlantic Monthly*, Feb., 1997.

Stewart. Thomas A., *The Wealth of Knowledge-Intellectual Capital and the Twenty First Century Organization*, New York: Doubleday, 2001.

UNDP, *Human development Report*, New York: UNDP, 2001.

Williamson. Thad, Imbrosscio. David, and Alperovitz. Gar, *Making a Place for Community-Local Democracy in Global Era*, New York: Routledge, 2002.